

STOP

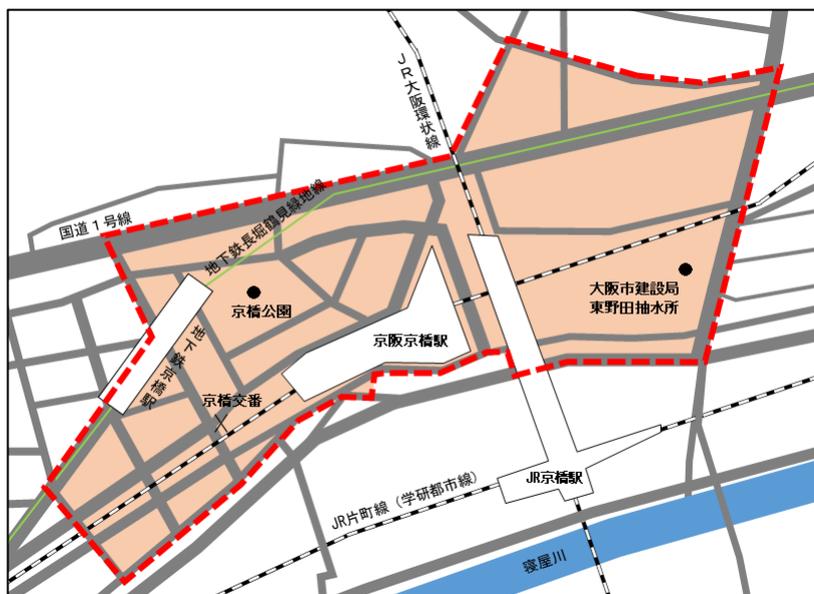
違法な客引き



京橋から違法な客引きを なくしましょう！

京橋を「客引き行為等適正化重点地区」に指定します

- 令和4年12月23日（金曜日）より、京橋地区が「客引き行為等適正化重点地区」に指定され、違法な客引き行為等をなくし、市民や大阪を訪れる方が京橋地区を安心して通行し利用できるよう、巡回・指導が強化されます。
- 駅周辺には飲食店などの様々な店舗が存在し、多くの人で賑わっている京橋地区の環境改善のため、「拒絶しているのにつきまとう」、「立ちふさがる」などの客引き行為はしない、そのような行為はさせない、そして、そのような行為を行う客引き行為者にはついていかないなど、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。



 :客引き行為等適正化重点地区(地下を除く)



大阪市内の道路などの公共の場所では、「大阪市客引き行為等の適正化に関する条例」に基づき、以下の行為が禁止されています。

- ① 拒絶の意思を示している人に対する客引き行為・勧誘行為
- ② 客引き行為・勧誘行為をするために他人の進路に立ちふさがったり、通行人を追いかけたり、路上でたむろするなど、人の通行を妨げる行為
- ③ 上記①、②をさせる行為

